

令和 6 年度以降の埼玉県認知症介護研修の事務フローについて
(申込受付・受講決定通知)

令和 6 年 4 月 1 日

1. 事業者（受講希望者）が市町村を経由して申込み研修

(1) 対象研修

埼玉県認知症介護実践研修（実践者研修）（優先枠）
埼玉県認知症介護実践研修（実践リーダー研修）（優先枠）
埼玉県認知症対応型サービス事業開設者研修
埼玉県認知症対応型サービス事業管理者研修
埼玉県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

(2) 事務フロー

- ア. 事業者は、申込締切日までに県の各研修ホームページで案内している埼玉県電子申請・届出システムから、受講申込を行う。
- イ. 申込締切日以降、県が市町村に（ア）で収集した受講申込書（Excel）、添付資料（実践者研修の修了証明の写しなど）を送付。
- ウ. 市町村担当者は、（イ）のデータを確認し、受講要件等に問題がない場合は、推薦書を作成し、受講申込書と合わせて県へメールで提出。
- ※推薦書を作成するのが適切でないと判断した場合は、市町村担当者から申込者へ連絡。
- エ. 県が（ウ）の推薦書を確認して受講決定をし、市町村と事業者（受講希望者）の両方にメールで受講可/不可の案内を通知。

2. 事業者（受講希望者）が県に直接申込み研修

(1) 対象研修

埼玉県認知症介護実践研修（実践者研修）（一般枠・その他枠）
埼玉県認知症介護実践研修（実践リーダー研修）（一般枠・その他枠）

(2) 事務フロー

- ア. 事業者は、申込締切日までに県の各研修ホームページで案内している埼玉県電子申請・届出システムから、受講申込を行う。
- イ. 申込締切日以降、県は（ア）受講希望者データをもとに、受講決定をする。
- ウ. 事業者に対して、メールで受講可/不可の案内を通知。